

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

3年連続でベースアップが実現か 黒田総裁も個人消費の底上げ望む

春の賃金交渉といえば「春闘」だが、安倍政権になってだいぶ様相が変わってきて、春闘は死語と化した。なぜなら安倍首相に加え日本銀行の黒田総裁まで本来の持ち分を超えて労使に賃上げを迫るような言動が目立つ。今年の連合の新年交歓会に黒田総裁が出席したことをマスコミは「異例」と表現したが、そこまでして政府・日銀はデフレ脱却(2%の物価上昇率目標達成)を賃金上昇=消費行動(個人消費の底上げ)に求めたのだ。

昨年、黒田総裁は経団連の審議委員会で講演した。2%目標の達成後の経済では「企業・家計にとって合理的な行動は、現預金の保有ではなく、投資・消費をすることだ」と指摘した。

これで今年も賃上げムードは盛り上がり、現在、大手企業は軒並み右ならえのスタートラインに立った。というのも大手にとって円安や原油安で企業業績が改善し、15年春闘まで2年連続でベースアップが実現したものの、一方で消費の勢いは鈍いといったジレンマに悩む。

焦点は中小企業まで賃上げムードが波及するかどうかだ。日本商工会議所の三村明夫会頭は3経済団体の新年会で「大企業は、下請けへの値下げ圧力を是正してほしい」と要請。中小企業の賃上げには「業績が回復した大企業が取引先の中小企業への値下げ要請を緩和することが前提になる」と、厳しい要求を突きつけた。

税務会計

消費税軽減税率を17年4月から導入 酒類・外食を除く飲食料品に適用

2016年度税制改正大綱には、消費税の軽減税率は消費税率10%引上げ時の「2017年4月1日から導入する」と明記された。併せて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を2021年4月1日から導入する。それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる、とした。

軽減税率の対象となる「軽減対象資産の譲渡等」(仮称)については、(1)飲食料品の譲渡、(2)定期購読契約が締結された新聞の譲渡、で決着。飲食料品とは、「食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)であって、食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く」と定義した。

つまり、飲食店内で食べる場合を「外食」として定義して軽減税率の対象外となり、テイクアウトや持ち帰り、宅配などは軽減税率の対象となる。

(2)の定期購読契約が締結された新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る。

軽減税率制度については、2017年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

今週のキーワード

経団連の 春闘方針原案

2016年春闘の経営側の交渉方針を示す「経営労働政策委員会報告」(経労委報告)の原案がまとまった。榊原定征会長が既に表明した「15年を上回る年収ベースでの賃上げ」を促すほか、非正規社員について正社員への登用や時給アップなどの処遇改善も盛り込む方向。1月中旬に正式決定する見込み。報告書では基本給を底上げする「ベースアップ」も3年連続で容認する方針。組合側の連合は4%程度の賃上げを求めることを決め、非正規の労働条件改善を重点項目に挙げる。